

始めてますか？ 職場の心の健康づくり！

近年、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が5割を超える状況にあり、精神障害等に係る労災補償状況を見ると請求件数・認定件数とも増加傾向にあります。このようなかで、心の健康問題が労働者、その家族、事業場及び社会に与える影響は今日ますます大きくなっており、事業場においてより積極的に心の健康の保持増進を図ることは非常に重要な課題となっています。こうした背景を踏まえ、厚生労働省は平成18年3月に事業場における労働者の心の健康の保持増進を図るため、事業場が行うことが望ましい基本的な措置の具体的実施方法を総合的に示した『労働者の心の健康の保持増進のための指針』を発表し、平成26年6月に公布された『労働安全衛生法の一部を改正する法律』では、ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした「ストレスチェック制度」が新たに創設されました。（平成27年12月1日施行）

指針による措置の内容

- （1）事業者は事業場におけるメンタルヘルスクアの具体的な方法等についての基本的な事項を定めた「心の健康づくり計画」を策定すること
- （2）同計画に基づき、次の4つのケアを推進すること
 - ◆ 労働者自身による「セルフケア」
 - ◆ 管理監督者による「ラインによるケア」
 - ◆ 事業場内の健康管理担当者による「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」
 - ◆ 事業場外の専門家による「事業場外資源によるケア」
- （3）その円滑な推進のため、次の取組を行うこと
 - ◆ 管理監督者や労働者に対して教育研修を行うこと
 - ◆ 職場環境等の改善を図ること
 - ◆ 労働者が自主的な相談を行いやすい体制を整えること



また、厚生労働省では事業者団体に対して幅広く同指針の周知を要請する等、その普及・定着を図るとともに普及啓発・教育研修等を推進することとしています。

※ 本サービスは厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課「労働省 平成11年度作業関連疾患の予防に関する研究『労働の場におけるストレス及びその健康影響に関する研究報告書』成果物2000」に基づき作成されております

セルフケアのサポート

メンタルヘルスの基本は、自分自身で心の負担に気づき考慮した行動をとることが大切です。



本サービスでは、「自分のどの部分に心の負担が大きいのか」への気づきを促す**ストレスプロフィール**をお返しし、各自が前向きな「セルフケア」を行えるようお手伝いいたします。

ラインによるケアのサポート

職場には、労働者自身の力では取り除くことができないストレス要因が存在します。

職場全体のストレスがどのような状況かを知ることができる「**仕事のストレス判定図**」をお返しし、事業場のメンタルヘルス対策を具体的にどのように進めればよいかアドバイスいたします。



4つのケアをサポートします

産業保健スタッフによるケアのサポート



産業保健スタッフに**回答結果一覧リスト・要注意者一覧リスト**をお返しし、心のケアが必要な方を把握するためのお手伝いをいたします。

また、事業場の集団特性を報告書の形でお返しし、より効果的なケアにつなげるためのお手伝いをいたします。

事業場外資源によるケアのサポート

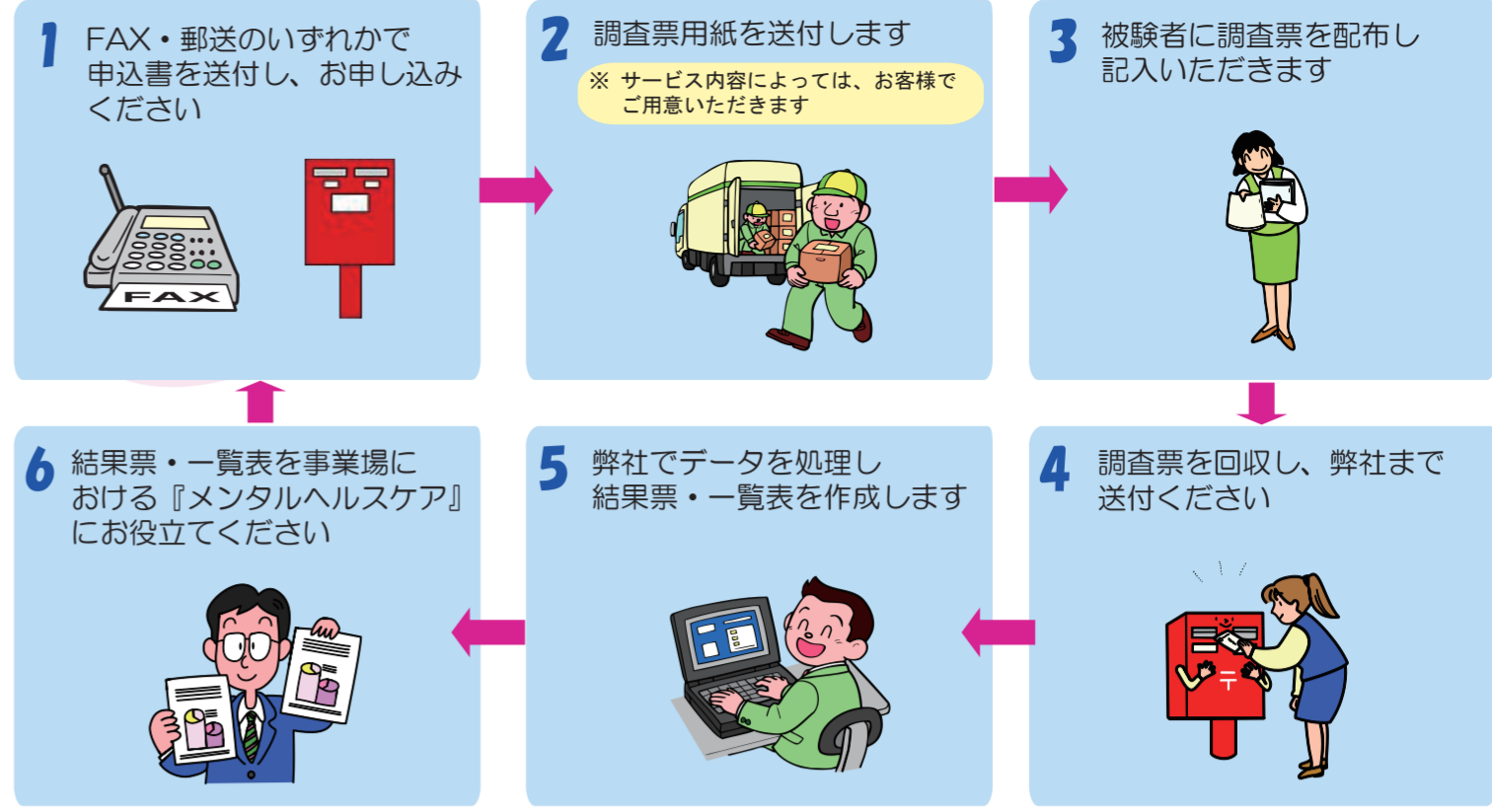


過去の傾向や現在のデータを時系列で管理し、**ご要望により様々な統計チャート**を作成いたします。

蓄積されたデータから過去の傾向なども把握できるため、より的確なケアを行なえるようお手伝いいたします。

※ 上記サービスは、カスタマイズオプションとなり、内容を協議のうえ別途お見積申し上げます

サービスご利用の流れ



サービス内容

- 1 お申し込み後に送付されるもの
 - ✓ 調査票（お申し込み人数分）
 - ✓ 調査票回収用封筒（お申し込み人数分）

※ 調査票につきましては、原紙を送付させていただきます。利用者様で複写も可能です。（指定様式に限ります）
- 2 利用者様にお返しする結果内容
 - ✓ ストレスプロフィール（ご回答者全員分）
※ 封書にてお返しいたします
 - ✓ 仕事のストレス判定図（全体・部課別等）
※ 集計単位はご要望に応じます
 - ✓ 回答結果一覧リスト
 - ✓ ストレス負担度数の高位者順リスト

ご利用料金

● ストレスプロフィール	● ストレスプロフィール&疲労蓄積度自己チェック
<input type="checkbox"/> 処理費用 円/1名	<input type="checkbox"/> 処理費用 円/1名
<input type="checkbox"/> 結果報告書類 無料 (仕事のストレス判定図・各種リスト)	<input type="checkbox"/> 結果報告書類 無料 (仕事のストレス判定図・各種リスト)
※ 上記金額に別途消費税を申し受けます。 ※ 調査票送付時、結果票送付時の送料は、利用者様負担となります。	

～ご利用前に必ずご確認ください～

本サービスは、個人のプライバシーに関する情報を取り扱うことから、次の事項にご同意をいただいたうえでご利用くださいますようお願い申し上げます。

- ① 実施に当たっては、事業主・労使・安全衛生委員会等、事業場内部で実施に関する同意を得てください。
- ② 調査票の記入に当たっては、記載された情報の使用目的を被験者に明確伝え、同意を得て実施してください。
- ③ 調査票回収時の取扱は、情報漏えいが起こらないように十分配慮してください。
- ④ 職場のストレス判定図は、集計データの信憑性とプライバシー保護の観点から、5名以下のグループには発行しません。
- ⑤ 実施担当者は、結果報告書類(回答結果一覧リスト・要注意者リスト・職場のストレス判定図)等の取扱に関して、情報漏えいが御子にならないよう管理・保管にご注意ください。

～ご利用にあたっては以下の個人のプライバシーにおける注意事項にご留意願います～

「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」では、メンタルヘルスクアを進めるに当たって労働者のプライバシーの保護及び労働者の意思の尊重に留意することが重要であるとしている。

個人のプライバシー等への配慮がなされないと、労働者が安心してメンタルヘルスクアに参加しなくなるため、このことは効果的なメンタルヘルスクアの条件とも考えられる。しかし現実には、プライバシーの保護については難しい問題が多い。プライバシーの問題がひとつの隘路になって、メンタルヘルスクアが進められないこともある。

一般的には、メンタルヘルスに関する情報収集やその情報の他者への伝達に当たっては、本人の同意を得ることが基本であると考えられる。しかし、現在の個人情報の取扱いをめぐる状況が、事業場の規模、業種、労使関係等によっても異なると考えられる。このため指針には、プライバシー保護についての具体的な基準は記載されていない。

個人情報の保護については、政府全体として、「個人情報保護基本法」を制定する動きがある（平成12年10月11日に「個人情報保護基本法に関する大綱」が公表されている）。また、労働省においても研究会を開催し、同年12月にその成果がおおむね取りまとまったので、「労働者の個人情報保護に関する行動指針」として公表した。また、事業場における健康情報に関するプライバシーの保護に関しては、労働者労働衛生課において専門家からなる検討会によって検討を行い、平成12年7月に「労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関する検討会中間取りまとめ」として公表されている。個人情報の保護についてはこれらが参考になると思われる。

なお、本人の了解が得られない場合であっても、事業場の安全配慮義務の遂行等から必要と判断された場合には、その根拠を明確にして、専門家やその他の関係者と相談することが必要となる場合もある。なお、精神保健福祉法では、保護義務者の同意の上で精神保健福祉法指定医の診察の上、非自発的に入院治療をさせることができる（医療保護入院）。また、自殺や他人を害する危険性の高い場合には、2名以上の精神保健法指定医の診察の上、都道府県知事の権限で入院治療をさせることができる（措置入院）こととなっている。事業者には入院治療についての権限がないことは当然である。

働く人の心の健康づくり 「一指針と解説」 (中央労働災害防止協会 編) 抜粋

見つけて初めて癒される・・・メンタルヘルスチェック処理サービス

本サービスは「厚生労働省 職業性ストレス簡易調査票」に基づき作成されております。

